

第383回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年10月23日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 9人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、加藤潔推進委員、山口守推進委員、
齋藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員、鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、
鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第427回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 非農地判断について

日程7 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程10 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、10月16日に告示になりました、第383回上山市農業
委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を
開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程 1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第 1、招集告示について、令和 2 年 10 月 16 日、上山市農業委員会告示第 13 号により、令和 2 年 10 月 23 日、第 383 回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第 2、出席告知について、令和 2 年 10 月 19 日付け農委第 134 号をもって、第 383 回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第 3、総会資料の配布について、第 383 回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第 4、総会出席委員数について、委員定数 16 人、現在出席委員 16 人となっております。また、推進委員が 9 人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程 2、日程 2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第 29 条の規定により、議長において、4 番、上妻一実委員、11 番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。

議長 日程 3、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の 1 ページをお開きください。2 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。中生居地内の田 1 筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9 番、木村正委員。

木村（正）委員 整理番号 1 について、現地調査の結果を報告します。この田につきましては、〇〇氏のお父さんの代から〇〇さんのお父さんに耕作してもらっていた土地になります。〇〇さんのお父さんが亡くなった際に、引き続き〇〇氏に耕作をお願いしたが、その際はできないとのことで別の方に耕作をお願いしていました。その後、〇〇氏に譲る話もあったが、その際は折り合わず、このたび話がまとまったものです。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第 3 条の規定による許可申請のう

ち所有権の移転の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。弁天二丁目地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。7番、井上隆市委員。

井上委員 整理番号2について、現地調査の結果について報告します。10月20日に佐藤推進委員と一緒に、〇〇氏の父の〇〇氏と話してきました。場所はみゆき病院の道路向かいの東側になります。〇〇氏は山形市に農地を所有する農業者ですが、同時に不動産会社を経営しています。今回の農地は譲渡人から頼まれて取得するものであり、自家消費の野菜を栽培したいとのこと。この農地には公の通路はなく、譲渡人の〇〇氏の農地を通る必要があり、了承を得ております。今後、農地パトロールの対象となる旨伝えてあります。市街化区域内の農地になります。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 いかにな弁天とはいえ、一反歩450万円というのは高いと思う。どのように決まったのか。

事務局 農地の金額については、売買の合意をする際に〇〇氏が86歳と高齢であり、頼れる家族もいないため、なるべく高く買ってほしいと依頼し、両方で相談した結果この金額になったということです。

原田委員 この前通ったが、状況が良い農地ではない。〇〇氏が不動産ということは、そっちも絡んでくるのではないかと思う。

事務局 今後の活用も見え隠れするが、当事者同士がこれでいいとなっているので、致し方ないとの認識です。

鈴木委員 〇〇氏は〇〇不動産のことでしょうか。

井上委員 そのとおりです。〇〇氏が社長、〇〇氏が会長になります。

議長 他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。６件の申請がございました。整理番号１及び２は関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は、〇〇氏、会社役員、及び〇〇氏、会社役員、借り人は有限会社〇〇であります。細谷、相生、三上及び皆沢地内の畑７０筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号１及び２について、現地調査の結果について報告します。有限会社〇〇の〇〇さんは〇〇さんの娘になります。１２年前に経営移譲して〇〇さんが社長になっております。２０日の午前中にお話を伺ってきましたが特に問題はありません。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号１及び２については許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定の整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、会社役員、借り人は有限会社〇〇であります。皆沢地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。２番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号３について、現地調査の結果について報告します。本日午前中に〇〇氏と話をしてきました。前から〇〇氏の土地を賃借権設定したがこの土地だけ漏れており、今回新たに申請したものです。山の方の農地でラ・フランスを耕作しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号３については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定の整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、相生地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 〇〇氏から聞き取り調査を行いましたので結果を報告します。〇〇氏は高松出身で、米沢に嫁ぎましたが旦那さんが早く亡くなり、一人で農業をしています。米沢と上山に土地を借りて耕作しており、上山にはこれまで通っていたが、現在は長清水に新居を建築中であり、米沢の農地は返して引っ越してくる予定です。いろいろな野菜を作付しておりレストラン等に卸しているとのこと。新規就農者ということで農地専門委員会では妥当と判断しました。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号4について、現地調査の結果を報告します。20日の朝に現地を確認し、〇〇氏の都合がつかず、電話にて確認いたしました。米沢の家は11月いっぱい引き払い、2月に長清水の住居が完成するまでは実家にお世話になるとのことです。現地は管理されており特に問題はありません。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定の整理番号5及び6については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5及び6について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、無職、及び〇〇氏、パートタイマー、借り人は〇〇氏であります。牧野地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。整理番号5については、長年にわたり遊休農地として指定されてきた田になります。隣接する農地を耕作する借り人から荒れ地に対する苦情もあった中、貸し人との話し合いも進み、遊休農地の解消と賃借について合意が得られ、今回の申請となったものです。本人は大変意欲的であります。今回の件は井上委員が仲介した案件になります。整理番号6については、整理番号5に隣接する田であり、5の申請ができたことにより付随して申請されたものです。集約化にもつながり、許可相当と認められます。ご協議をお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃借権の設定の整理番号5及び6については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業兼家事手伝いで、両者は親子であります。細谷地内の田畑16筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、10月19日〇〇さんと面談してきました。田は西郷営農組合により大豆が作付されています。経営移譲により農業者年金を受給するためとのことです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1に

について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑1筆に営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、前回許可を得た一時転用期間の満了により継続申請をするものであり、転用面積は太陽光パネルの支柱及び電柱の面積になります。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、営農型発電設備の設置に係る農地については、農地パトロールの際に農作物の生育状況を確認することとされているため、第3地区の農地パトロールで確認をしたところ、雑草の処理が不十分であるとの指摘をいただきました。その点について、借り人に理由書の提出を求め、内容について県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課に確認したところ、理由は妥当であるとの回答を得ております。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第427回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第427回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。18件の申請がございました。整理番号1から8は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。関根、三上、皆沢、檜下及び牧野地内の田畑30筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第427回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1から8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9から18については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由

の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号9から18について説明いたします。農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇です。田畑21筆について賃借権を設定するものです。利用目的は水稻が8件、おうとう及びそばがそれぞれ1件となっております。土地の所在や所有者、契約期間等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第427回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号9から18については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧願います。農地パトロールを実施し、地区毎に現地調査をした結果、非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1から22までは、菅地区の農地で、22筆10,407㎡です。番号23から48までは、中生居及び上生居の農地で、26筆10,962㎡です。番号49から52は、山形県西部牧場跡地の農地で、4筆160,064㎡です。そのうち、番号49及び50の権現堂生産森林組合が所有する2筆については、株式会社〇〇が中間管理機構を通して貸借していた農地であり、利用集積の合意解約の手続き中ですので、解約を確認したのちに非農地となります。番号53から57までは、永野字石畑ケの農地で、5筆903㎡です。すべて合わせて57筆、182,336㎡です。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から57について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。11件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第427回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、中山地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2から5については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から5について説明いたします。貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第427回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、関根及び牧野地内の田畑23筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6から11については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6及び7、並びに、8及び9、並びに、10及び11について説明いたします。それぞれ〇〇農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第427回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、関根、三上、及び檜下地内の田畑6筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。3件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 18 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第 427 回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、牧野地内の田 3 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 10、報告第 4 号、承認した農地改良届出について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 19 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。所有者は〇〇氏、施工者は有限会社〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 28 分)

議事録署名人

議事録署名人